

## 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

県（平成29年3月）	改定案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第102条 用語の定義</p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条に規定する者であり、総括監督員、監督員を総称している。</p> <p>5. 本仕様で規定されている監督員とは、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第31条の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>7. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第10条の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p>	<p>第102条 用語の定義</p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、<u>契約書第9条第1項</u>に規定する者であり、総括監督員、監督員を総称している。</p> <p>5. 本仕様で規定されている監督員とは、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で<u>軽易なもの</u>の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって<u>契約書第32条第2項</u>の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>7. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で<u>契約書第10条第1項</u>の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>「新規」</p> <p>16. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>17. 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>18. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>19. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>20. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>21. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又</p>	<p>12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、<u>数量総括表</u>、現場説明書及び質問回答書をいう。</p> <p><u>16. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</u></p> <p><u>17.</u> 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p><u>18.</u> 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p><u>19.</u> 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p><u>20.</u> 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p><u>21.</u> 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p><u>22.</u> 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>22. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>23. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>24. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>28. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>	<p>は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><u>23.</u> 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><u>24.</u> 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p><u>25.</u> 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p><u>26.</u> 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p><u>27.</u> 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p><u>28.</u> 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者 <u>又は監督職員</u> と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p><u>29.</u> 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>「新規」</p> <p>「新規」</p> <p>「新規」</p> <p>29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p>（2）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>30. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p>	<p>30. <u>「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第 2 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</u></p> <p><u>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p> <p>31. <u>「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p> <p>32. <u>「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u></p> <p><u>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p>33. 「書面」とは、発行年月日を記録し、<u>記名（署名または押印を含む）</u>したものを有効とする。</p> <p><u>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</u></p> <p>34. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
31. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。	<u>35.</u> 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
32. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	<u>36.</u> 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
33. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	<u>37.</u> 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
34. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。	<u>38.</u> 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
35. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。	<u>39.</u> 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
36. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。	<u>40.</u> 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
37. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。	<u>41.</u> 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
38. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	<u>42.</u> 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>第 103 条 受発注者の責務</p> <p>受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p>	<p>第 103 条 受発注者の責務</p> <p><u>1.</u> 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p><u>2.</u> 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p><u>3. 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p>
<p>第 107 条 監督職員</p> <p>3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 9 条に規定した事項である。</p>	<p>第 107 条 監督職員</p> <p>3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、<u>契約書第 9 条第 2 項</u>に規定した事項である。</p>
<p>第 108 条 主任技術者</p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質)), シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）、地質調査技士の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<p>第 108 条 主任技術者</p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：<u>建設-土質及び基礎</u>、又は<u>応用理学-地質</u>）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質)), シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）、地質調査技士の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>第 109 条 照査技術者及び照査の実施 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>「新規」</p>	<p>第 109 条 照査の実施</p> <p><u>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</u></p> <p><u>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、RCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</u></p> <p><u>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ主任技術者に提出するものとする。</u></p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>「新規」</p>	<p><u>3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p>
<p>第 110 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。</p>	<p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、<u>8名</u>までとする。</p>
<p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>「新規」</p>	<p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正</u>時に業務実績情報として<u>作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で</u>、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、<u>訂正時は適宜</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は<u>8名</u>までとする）。</p> <p><u>また、受注者は、契約時において、調査基準価格を設定した競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の</u></p>



県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p>	<p><u>確認を受けること。</u></p> <p>また、<u>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。</u>なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し</u>、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
<p>第112条 打合せ等</p> <p>「新規」</p> <p>「新規」</p>	<p>第112条 打合せ等</p> <p><u>4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</u></p> <p><u>5. 監督職員及び受注者は、業務環境改善に努める。</u></p> <p>(1) ウィークリースタンスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日の休日明けを依頼の期限日としない。(マンデー・ノーピリオド)</li> <li>・水曜日の週1回以上は定時帰宅を心掛ける。(ウェンズデー・ホーム)</li> <li>・金曜日等の休日前には依頼しない。(フライデー・ノーリクエスト)</li> <li>・昼休みや午後5時以降の打合せをしない。(ランチ・オーバー5・ノーミーティング)</li> <li>・定時間際、時後の依頼をしない。(イブニング・ノーリクエスト)</li> </ul> <p>(2) ワンデーレスポンスの徹底</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。</li> <li>・「その日のうち」とは、質問・協議等開始より 1 日（24時間）以内に回答することを原則とする（ただし、土・日曜等の閉庁日を除く）</li> <li>・回答が困難な場合には、回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を 1 日（24時間）以内に回答する。</li> </ul> <p>(3) ネクストミーティングの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回協議日程を決めておくこと。</li> <li>・適切な工程管理など業務量の平準化を図る。</li> </ul> <p>(4) 遠隔臨場（WEB）会議の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する。</li> <li>・特に離島などの遠隔地は可能な限り協議により実施する。</li> </ul> <p>(5) 情報共有システム（ASP）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受注者間の業務スケジュールを共有する。</li> </ul> <p>(6) 合同現地踏査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。</li> <li>・実施する際は、業務の重要度により判断する。</li> </ul>
<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>「新規」</p>	<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p><u>なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</u></p>
<p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「鹿児島県電子</p>	<p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、<u>「鹿児島県電子納品ガイドライン」</u>及び<u>「鹿児島</u></p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>納品ガイドライン（案）運用の手引き」（以下「ガイドライン等」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「ガイドライン等」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>「新規」</p>	<p><u>県電子納品ガイドライン運用の手引き</u>」（以下「ガイドライン等」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「ガイドライン等」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p><u>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたいうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p>
<p>第120条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第 3 1 条の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</p>	<p>第120条 検査</p> <p>1. 受注者は、<u>契約書第 3 2 条第 1 項</u>の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</p>
<p>第121条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 3 1 条の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>第121条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<u>契約書第 3 2 条第 2 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>
<p>第123条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。</p> <p>（4）契約書第 1 9 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p>	<p>第123条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。</p> <p>（4）<u>契約書第 3 1 条</u>の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p>
<p>第124条 履行期間の変更</p> <p>3. 受注者は、契約書第 2 2 条の規定に基づき、履行期間の延長</p>	<p>第124条 履行期間の変更</p> <p>3. 受注者は、<u>契約書第 2 3 条</u>の規定に基づき、履行期間の延長</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第 2 3 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>	<p>が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. <u>契約書第 2 4 条</u>に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>
<p>第125条 一時中止</p> <p>1. 契約書第 2 0 条の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第13 4条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>第125条 一時中止</p> <p>1. <u>契約書第 2 0 条第 2 項</u>の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第13 4条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。</p>
<p>第126条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第 2 7 条に規定する一般的損害、契約書第 2 8 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合。</p>	<p>第126条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>契約書第 2 8 条</u>に規定する一般的損害、<u>契約書第 2 9 条</u>に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>
<p>第127条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p>	<p>第127条 受注者の賠償責任<u>等</u></p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償<u>又は履行の追完</u>を行わなければならない。</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>(1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第 40 条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>	<p>(1) <u>契約書第 28 条</u>に規定する一般的損害、<u>契約書第 29 条</u>に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) <u>契約書第 41 条</u>に規定する<u>契約不適合責任として請求された場合</u></p>
<p>第128条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>	<p>第128条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<u>契約書第 34 条</u>の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>
<p>第129条 再委託</p> <p>2. 契約書第 7 条第 3 項に規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p>第129条 再委託</p> <p>1. 契約書第 7 条第 3 項<u>ただし書き</u>に規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>
<p>第130条 成果物の使用等</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 21 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p>	<p>第130条 成果物の使用等</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を<u>契約書第 8 条</u>に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p>
<p>第131条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第 5 条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p>	<p>第131条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、<u>契約書第 1 条第 5 項</u>の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p>
<p>第133条 安全等の確保</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、</p>	<p>第133条 安全等の確保</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>国土交通省告示</u>）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>
<p>第140条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p>第140条 保険加入の義務</p> <p><u>1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p>
<p>「記載なし」</p>	<p><u>第141条 新技術の活用について</u></p> <p><u>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</u></p>
<p>第2章 機械ボーリング</p>	<p>第2章 機械ボーリング</p>
<p>第203条 調査等</p> <p>5. 検尺</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p>	<p>第203条 調査等</p> <p>5. 検尺</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会<u>もしくは遠隔臨場</u>のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p>
<p>第204条 成果物</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領（案）に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p>	<p>第204条 成果物</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、<u>地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）</u>に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p>	<p>(3) 採取した<u>コア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は</u>採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p>
<p>第4章 サウンディング</p>	<p>第4章 サウンディング</p>
<p>第1節 標準貫入試験</p>	<p>第1節 標準貫入試験</p>
<p>第1節 機械ボーリング</p>	<p>なし</p>
<p>第403条 成果物 試験結果及び保存用試料は、JISA1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（案）（国土交通省・平成20年12月）に従って整理し提出するものとする。</p>	<p>第403条 成果物 試験結果及び保存用試料は、JISA1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・<u>平成28年10月</u>）に従って整理し提出するものとする。</p>
<p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験</p>	<p>第2節 <u>スクリーウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）</u></p>
<p>第404条 目的 スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p>	<p>第404条 目的 <u>スクリーウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）</u>は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p>
<p>第405条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JISA1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。</p>	<p>第405条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JISA1221（<u>スクリーウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法）</u>）によるものとする。</p>
<p>第406条 成果物 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJISA1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。</p>	<p>第406条 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（<u>スクリーウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法）</u>）により整理し提出するものとする。</p>

県（平成 29 年 3 月）	改定案
第 3 節 オランダ式二重管コーン貫入試験	第 3 節 <u>機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</u>
<p>第407条 目的</p> <p>オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p>	<p>第407条 目的</p> <p><u>機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</u>は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p>
<p>第408条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JISA1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。</p>	<p>第408条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JISA1220（<u>機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法</u>）によるものとする。</p>
<p>第409条 成果物</p> <p>（2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJISA1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）により整理するものとする。</p>	<p>第409条 成果物</p> <p>（2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJISA1220（<u>機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法</u>）により整理するものとする。</p>
第 5 章 原位置試験	第 5 章 原位置試験
第 1 節 孔内水平載荷試験	第 1 節 <u>孔内載荷試験</u>
<p>第501条 目的</p> <p>孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p>	<p>第501条 目的</p> <p><u>孔内載荷試験</u>は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p>
<p>第502条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）によるものとする。</p> <p>3. 測定</p> <p>孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p>	<p>第502条 試験等</p> <p>1. 試験方法及び器具は、<u>JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」</u>、<u>JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</u>及び<u>JGS3532「ボアホールジャッキ試験」</u>によるものとする。</p> <p>3. 測定</p> <p><u>孔内載荷試験</u>は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p>
第503条 成果物	第503条 成果物



県（平成 29 年 3 月）	改定案
<p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS142 1（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）により整理し提出するものとする。</p>	<p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の<u>JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」</u>、<u>JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</u>及び<u>JGS3532「ボアホールジャッキ試験」</u>により整理し提出するものとする。</p>
<p>第523条 試験等 2. マイクロ検層（電極間隔5cm±5mm及び5cm±5mmが標準）、自然電位検層（S P 検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。</p>	<p>第523条 試験等 2. マイクロ検層（電極間隔<u>2.5cm</u>±5mm及び5cm±5mmが標準）、自然電位検層（S P 検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。</p>
<p>第8章 物理探査</p>	<p>第8章 物理探査</p>
<p>第1節 弾性波探査</p>	<p>第1節 弾性波探査</p>
<p>第802条 業務内容 「記載無し」</p> <p>7. 報告書作成 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>	<p>第802条 業務内容 <u>7. 照査</u> <u>計画準備，測線設定，観測，解析について照査するものとする。</u></p> <p><u>8. 報告書作成</u> 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>

※軽微な名称等の語句修正は省略している。